

令和2年度広島県立呉特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（一次募集）

広島県立呉特別支援学校
〒737-0911
呉市焼山北三丁目22-1
電話 (0823) 33-0300 ファクシミリ (0823) 33-0308

1 募集学科・学年
普通科・第1学年

2 入学定員
若干名

3 出願に係る就学区域

広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畝一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目並びに郷原野路の里一丁目及び二丁目に限る。）及び安芸郡

4 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であつて、かつ、次の（1）から（4）までのいずれかの条件を満たす者が出願できる。ただし、高等学校卒業者は、志願することはできない。

- (1) 令和2年3月に特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は特別支援学校中学部を卒業した者
- (2) 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は令和2年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (4) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和2年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和2年3月31日までに満15歳以上に達する者。

5 出願手続

(1) 出願書類

- ア 入学願書（様式第1号）
- イ 調査書（出身学校卒業後5年を超える者については卒業証明書）

(2) 出願期間

令和2年2月14日（金）から2月19日（水）正午までとする。

なお、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により、2月18日（火）までに必着するよう提出すること。

また、出身学校長は、郵便により提出後、電話により速やかに広島県立呉特別支援学校長に郵便により提出した旨の連絡を行うこと。

(3) 出願方法

- ア 提出先
広島県立呉特別支援学校
- イ 提出方法

- (ア) 出願書類に必要事項を記入し、広島県立呉特別支援学校の中学部を卒業する見込みの者又は卒業した者は、広島県立呉特別支援学校長に提出する。
- (イ) その他の者は、出身学校長を経由して、広島県立呉特別支援学校長に提出する。出身学校長は志願者名簿（様式第2号）を2部添付すること。
- (ウ) 出身学校卒業後5年を超える者については、広島県立呉特別支援学校長に直接持参により提出するものとする。

6 入学者選抜

(1) 選抜の方法

- ア 選抜日時 令和2年3月5日（木） 9：00～12：25
受付時間 8：40～9：00
※ 中学部で訪問学級に在籍した者、又は訪問教育を希望する者（以下「訪問生」という。）については、自宅等で行う場合もある。時間は別途設定する。
- イ 選抜場所 広島県立呉特別支援学校
※ 訪問生については自宅等で行う場合もある。
- ウ 選抜内容
(ア) 学力検査（国語・数学・外国語（英語））
(イ) 面接
(ウ) 作業能力検査
※ 学力検査は、受検者の実態に応じて一部又は全部の教科を行わない場合がある。
- エ 携行品
受検票、筆記用具、上履き
※ その他必要な携行品については事前に許可を得ること。
- オ 注意事項
携帯電話など持込みを認められていないものの検査会場内への持込み及び使用を認めない。万一、検査開始後に、検査会場に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合にあっては、不正行為とみなし、当該受検者は退場させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。
受検者が選抜を実施している間、保護者は控え室で待機すること。

(2) 選抜結果の発表及び通知

- ア 選抜結果の発表期日 令和2年3月13日（金） 10：00
- イ 選抜結果の発表及び通知方法
(ア) 広島県立呉特別支援学校の敷地内に掲示する。
(イ) 広島県立呉特別支援学校の中学部を卒業見込みの者又は卒業した者については本人に、その他の者については出身特別支援学校長又は出身学校長に通知する。ただし、出身学校卒業後5年を超える者については、本人に通知する。
なお、通知は来校（代理の者でも可）による手交を原則とする。代理人の場合は、本校所定の委任状を持参すること。
合格者は「請書・辞退届」を作成し、広島県立呉特別支援学校長に提出しなければならない。提出期日は「請書」が令和2年3月19日（木）正午まで、「辞退届」が令和2年3月16日（月）16時までとする。なお、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により期日内に必着するよう提出すること。

7 その他

- (1) 入学願書提出前に教育相談を受けること。なお、教育相談実施後、教育相談の内容に変更があった場合は、志願者は速やかに届け出ること。出願書類等については、学校に直接問い合わせること。
- (2) 出願時において、保護者の住所が「3 出願に係る就学区域」に掲げる就学区域外にあるもの（県外居住者及び海外居住者を含む）で、入学時に呉特別支援学校（本校）の就学区域内に保護者が居住する予定の者は、入学願書提出前に、特別支援教育課に必要書類を令和元年12月20日（金）から令和2年1月30日（木）正午までに提出し、就学区域外出願の許可を受けなければならない。